

緊急通報システム利用承諾書

年 月 日

近江八幡市長 宛

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※自署の場合は、押印不要

緊急通報システムを利用するに当たり、下記の事項を承諾します。

記

- 1 緊急通報を発し、確認電話に応答しない場合は、協力員及び関係機関の職員等が住宅内に立ち入ること。
- 2 緊急時に協力員及び関係機関の職員等が住宅内に立ち入る場合に、必要かつやむを得ない行為により住宅等の一部に破損が生じても、その損害賠償を求めないこと。
- 3 緊急通報システムの利用中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、近江八幡市、協力員及び事業委託者に、その責任を求めないこと。
- 4 緊急通報システムの設置については、住居管理者の了解を得ていること。（借家の場合）
- 5 転出その他の理由により緊急通報システムが不用になった場合は、機器一式を返還すること。
- 6 自己の過失により、機器を紛失若しくは滅失した場合、又は機器に損傷を加えた場合は、その損害を賠償すること。
- 7 利用料の負担が発生する場合には、支払を怠らないこと。
- 8 緊急通報システム利用申請書等に記載した内容について、民生委員の活動のために必要な情報を担当民生委員へ提供することを希望（承諾）しますか。（いずれか該当する方を○で囲んでください。）

・希望(承諾)します

・希望(承諾)しません

●固定型緊急通報装置を希望した場合は、次に挙げる事項に同意します。

9 機器の取付（切替）工事を行い、取付け（切替え）ができなかった場合は、市長及び事業委託者に、その責任を求めないことを確約し、電話回線又はIP電話回線に係る故障及び不具合については、自身で対応すること。

10 NTTアナログ回線以外の電話回線を利用した場合は、停電時等の不通報及び音声不良その他緊急通報の不具合により通常のサービスが提供されない場合があること。

11 NTTアナログ回線以外の電話回線を利用した場合に発生した不具合に起因するいかなる苦情及び損害賠償について、近江八幡市及び委託事業者に対し、一切申立てを行わないこと。

●携帯型緊急通報装置を希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

12 携帯型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。

13 設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。

14 通信会社の通信障害等で利用できない場合に発生した不具合に起因するいかなる苦情及び損害賠償について、近江八幡市及び委託事業者に対し、一切申立てを行わないこと。